様式第2号（第8条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　月　日

 　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　丸亀市長　　　　　印

　市民ギャラリー使用許可（不許可）通知書

市民ギャラリーの使用について

1　許可します。

2　許可できません。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申　　請　　者 | 団体名 |  |
| 代表者氏　名 |  |
| 住　所 |  |
| 展　　示　　期　　間 | 　　年　　月　　日（　　）から |
| 　　年　　月　　日（　　）まで |
| 展　示　の　内　容 |  |
| 搬 入 ・ 設 営 日 時 | 　　　月　　日（　　）午前・午後　　　時から　　　　　　　　　　　午前・午後　　　時まで |
| 撤 去 ・ 搬 出 日 時 | 月　　日（　　）午前・午後　　　時から　　　　　　　　　　　午前・午後　　　時まで |
| 使　　用　　備　　品 | □パーテンション　（　　　　　枚）□長机　　　　　　（　　　　　　） |
| 連 絡 事 項 等 |  |

　　許可番号　　　号

１　この決定に不服がある場合は、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、丸亀市長に対して審査請求をすることができます。

２　処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、丸亀市を被告として（訴訟において丸亀市を代表する者は、丸亀市長となります。）提起しなければならないこととされています。